

銀聯網決済サービス申込書

ハウスペイメント株式会社 御中

カード加盟店である当社は、以下の特約に同意のうえ、銀聯網決済サービス利用を申し込みます。

銀聯網カード加盟店特約

この特約（以下、「本特約」といいます。）は、銀聯網カードによる通信販売に関してカード決済サービス加盟店規約（以下、「原規約」といいます。）とは異なる事項を定める特約です。本特約は、銀聯網カード加盟店が行う、銀聯網カードによる通信販売に関し適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、原規約に従うものとします。なお、ハウスペイメント株式会社（以下、「ハウスペイメント」といいます。）は、原規約の定めに従い、本特約の内容を変更できるものとします。

第1条（用語の定義）

本特約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとし、その他の用語の意味は原規約に従うものとします。

- （1）「銀聯網カード」とは、提携組織である中国銀聯網股份有限公司または銀聯網国際有限公司（以下、総称して「銀聯網」といいます。）から付与されたライセンスに基づき、銀聯網の所定のブランドマークが表示されたカードをいいます。
- （2）「銀聯網カード加盟店」とは、カード加盟店のうち、ハウスペイメントが銀聯網カードの取扱いを認めたカード加盟店をいいます。

第2条（通信販売の種類）

銀聯網カード加盟店が銀聯網カードにより取扱うことができる通信販売の種類は、1回払いのみとします。

第3条（銀聯網カードの取扱い終了）

銀聯網カード加盟店が原規約、カード加盟店契約または本特約に違反した場合、またはハウスペイメントもしくは銀聯網が銀聯網カード加盟店における銀聯網カードによる通信販売を不適当と認めた場合には、ハウスペイメントまたは銀聯網の判断により、銀聯網カード加盟店による銀聯網カードの取扱いを中止または終了させることができるものとします。

2. 銀聯網カード加盟店は、ハウスペイメントおよび銀聯網との間において、銀聯網カードの取扱いに関する提携関係が終了する場合には、ハウスペイメントが銀聯網カード加盟店に通知を行うことで、銀聯網カード加盟店による銀聯網カードの取扱いを終了させることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（本特約の終了）

本特約は、原規約に係る本サービス契約が終了した場合、または第3条により銀聯網カード加盟店における銀聯網カードの取扱いが終了した場合には、終了するものとします。

以上

令和3年12月1日 制定

年 月 日

所在地：

法人名：

印